

## 令和8年度宮崎県外国人介護人材獲得強化事業募集要領

### 1 補助事業者

交付要綱第2条のとおり

### 2 外国人介護人材の在留資格

補助金の交付の対象となる外国人介護人材は、以下の在留資格等により、介護職として受け入れ、又は県内の介護福祉士養成施設に入学を予定する外国人とします。

- ① 特定活動（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）
- ② 介護
- ③ 技能実習
- ④ 特定技能1号
- ⑤ 留学（県内の介護福祉士養成施設への入学者）

### 3 補助対象経費

補助の対象となる経費については、交付要綱第3条（別表）に定める補助対象経費のうち、以下の経費とします。

- ① 報償費  
現地での通訳・翻訳者や説明会講師等への謝金
- ② 旅費  
海外現地等での活動に係る職員の渡航費（航空賃）、宿泊費、現地交通費
- ③ 需用費  
外国人材確保に向けたパンフレット、募集要項等の作成に係る印刷製本費、消耗品費
- ④ 役務費  
現地での求人広告料、通信運搬費、行事参加等に係る手数料、保険料、翻訳料、通訳料
- ⑤ 使用料及び賃借料  
現地説明会等の会場使用料、機材レンタル料等
- ⑥ 委託料  
現地でのマーケティング調査、採用プロモーション活動等に係る委託費

### 4 補助基準額、補助率、補助額等

補助基準額	補助率	補助額
500,000円（1法人あたり）	定額	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較し、低い方の金額とする。（1,000円未満切り捨て）

※予算額：5,000,000円

※他の都道府県で本事業と内容が重複する補助を受ける場合は、本事業の補助対象外とします。

※複数の都道府県で施設を運営する法人が本事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、按分処理等を行うものとします。

### 5 事業実施期間

交付決定の日から令和9年3月1日までとします。

## 6 応募方法

この事業の補助金の交付を希望する者は、次により応募してください。

### (1) 提出書類

- ①事業計画書（別記様式第1号）
- ②収支予算書（別記様式第2号）
- ③申請額算出内訳書（別記様式第3号）
- ④情報収集を行う現地教育機関・送り出し機関、又は説明会開催協力機関等の概要が分かる資料
- ⑤納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ⑥特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- ⑦誓約書（別記様式第5号）
- ⑧その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出期限

事業実施（渡航・発注等）の2週間前まで（必着）

※本事業は、交付決定通知前に着手した経費は原則として補助対象外となります。必ず実施の2週間前までに申請書類を提出し、県の交付決定を受けてから事業に着手してください。

※予算額に達し次第、募集を終了することがあります。

### (3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部 長寿介護課 介護人材・高齢化対策担当

電話：0985-26-7059

メールアドレス：[choju@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:choju@pref.miyazaki.lg.jp)

### (4) 提出方法

メール、持参又は郵送

※郵送する場合は、「外国人介護人材獲得強化事業関係」と朱書きしてください。

※電子メールにより提出する場合は、提出した日の翌開庁日までに受信確認のメールが届かないときは必ず電話により受信の確認をしてください。

## 7 補助金の交付を希望する者にかかる責務等

補助金の交付を希望する者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- ①申請手続き等を行う場合は、交付要綱及び本要領の内容を十分確認すること。
- ②事業全体の進行管理について責任を持つこと。
- ③事業計画の内容を変更する必要があるときは、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。
- ④事業が終了したときは、交付要綱に規定する期日までに実績報告書を提出すること。
- ⑤補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。
- ⑥補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。

## 8 留意事項

当該事業のみで使用されることが確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないもの、および観光目的とみなされる活動に要する経費については、補助対象外とします。

(参考) 今後の予定

時期	内容
4月～	随時募集開始
事業実施の2週間前まで	募集締め切り（事業計画書等の提出）
申請受理後、随時	県による審査、交付決定通知の送付
事業完了後30日以内	実績報告書の提出
令和9年3月1日（月）	実績報告最終期限（必着）
令和9年3月～	補助金額の確定通知、交付請求書の受領、補助金の振込（精算払）